



## 噴 水

今年も又8月がやってきた。

四季の情景はそれぞれにさまざまな想いを与えてくれるが、夏の盛りには一種独特のニュアンスがある。

照りつける戸外に停んでいると、ふと、うだる暑さが消え、静謐な孤独さとらわれることがある。過去をまのあたりにしている感情に満たされることがある。夏が季節のピークであるからなのだろうか、それとも我々の心にひそむ歴史的、宗教的体験の反映でもあるのだろうか。

その中に、音もなく水が宙に舞い落下し続けている。あたかも、静止した時間の中で永遠が時を刻んでいるかのようである。その見えない力の蓄積が、やがて、次の季節をもたらしてくれるであろうにしても。

## 8月のおもな行事

- 1 日 学校保健調査票とりまとめ(7月28日から)
- 1～12日 国勢調査市町村担当者第2次事務打合せ(7月28日から、県内21会場)
- 1～31日 統計グラフコンクール作品募集(9月6日〆切)  
国勢調査予想人口懸賞募集(9月30日〆切)  
法人企業統計調査票収集審査
- 5 日 こづかい調査調査員事務打合せ(水戸市)
- 5～12日 労働力調査標収集審査
- 9 日 国勢調査調査員内申
- 10～25日 毎月勤労統計調査票収集審査
- 11日 茨城県常住人口調査(7月1日現在)公表予定  
消費者物価指数(茨城県5月、水戸市6月速報)公表予定
- 28～29日 3県農業基本調査事務打合せ(千葉県)
- 下旬 54年工業統計速報公表予定

## 地方公共団体の情報公開

### 1. はじめに

今年10月1日には、全国一斉に国勢調査がおこなわれます。これは、主としてプライバシー保護との関係で議論を呼ぶものと思われませんが、プライバシー保護と表裏一体の関係にある情報公開についても、現在、多くのところで関心が寄せられています。きょうは情報公開に焦点をしばって話をすることになります。

講義をすすめるにあたって、すでに公表した私の論文のいくつかを資料にしたいと思います。まず、「情報化時代のプライバシー保護」(ジュリスト55.1.1号)、次に「情報アクセス権のメリットとデメリット」(ジュリスト55.3.1号)、そして「地方公共団体の情報公開」(地方自治職員研修55.3月号)です。それから、中国新聞(55.3.17付)に載った広島県安芸郡府中町の情報公開条例案の記事を参考資料とします。これは、全国的に関心を集めている条例案で、私自身も調査に行きました。

### 2. 情報公開の背景

情報公開については、いろいろな背景のもとに起こってきています。しかし、ごく簡単に言えば、そもそも「知る権利」に起因しているといっても差つかえないでしょう。「知る権利」という言葉は、よく聞かれると思います。一般的には、マスコミが、国なり地方公共団体に対して「知る権利」を行使するという形で議論が起こっているわけです。これは、もともとはアメリカで議論が始まったことです。1940年代の第二次世界大戦中に、アメリカ政府が国際情勢に関する情報を秘密にしていたので、ジャーナリストは情報がとれない。そうしたなかで、ジャーナリストが、国際情報について「知る権利」があると主張する運動を始めました。これが、ひとつの要因になっています。

「知る権利」というのは、コミュニケーション過程を考えれば、分かりやすいと思います。コミュニケーション過程は、送り手と受け手という関係から成り立っています。しかし、両者の間に何らかの壁があって、送り手の語ったことが受け手に到達しない場合、コミュニケーション過程は意味をなさないことになります。このことは、受け手の側の権利の問題として考えなければなりません。普通のコミュニケーション過程の場合は即自的ですからよいのですが、何らかの文書を情報にしている場合は困ります。その情報は、どこかに保管しておくことになります。それが、住民という受け手の側に伝わらないということになると、意味をなさないわけです。そこで、受け手の側が、自分達は受ける権利(知る権利)があるという形で要求すること

になります。このことが、一般的には、「知る権利」という言葉で表現されてきています。

ところで、このように「知る権利」という言葉が使われていますが、単に「知る権利」というよりも、もっと積極的に「情報にアクセスする」という言い方がなされるようになりました。「アクセス」という言葉はなじみにくいと思いますが、例えば「情報アクセス権」というのは、英語では right of access to information と書きます。ここでは、right of access to の目的語に information が入っていますが、これはそれに限らず、いろいろな言葉が入る便利な用語です。例えば、right of access to beaches と言えば、渚へのアクセス権ということで、瀬戸内海などで問題になっている「入浜権」ということになります。最近では、日本のいろいろな所でもアクセス権ということが言われるようになりましたが、あまり一般化はしていません。この「アクセス」という言葉は、うまい日本語にはならないのですが、ちょうど「プライバシー」という言葉がそうであるように、だんだん日本語としても定着するのではないかと考えます。

いずれにしろ、こうした形で「知る権利」なり「情報アクセス権」なりが言われるようになってきました。これらは、いずれも住民や国民が、行政やマス・メディアなどの大きな機構に対して、自分達の側からなんらかの要求をしていくという流れなのです。そこに共通性があり、これは世界各地でも広まってきています。運動として「知る権利」なり「情報アクセス権」なりを主張するのは、それはそれで意味をもちますが、しかし、それを法的な権利として考えるということになりますと、実定法上の根拠が必要になってきます。そういうところから、立法運動が各国でも展開されてきているわけです。わが国における議論を、次節で述べてみます。(各国の立法運動については、「情報アクセス権のメリットとデメリット」に詳しく書いておきましたので、ここでは省略します。)

### 3. 情報アクセス権法の議論

#### (1) 国政レベル

わが国においては、どのような議論がされているでしょうか。まず、国政レベルからみてみましょう。1976年にアメリカで暴露されたロッキード事件がひとつの契機になり、その年の冬に行われた総選挙の際には、いくつかの政党が「情報公開法」という言葉を使ったり、あるいは情報公開法の制定を公約としてかけました。また、その後のグラマン・ダグラス事件をきっかけとして、情報公開法への関心が再び高まり、昨年(1995年)の総選挙においては、情報公開

法の制定を政策の重要な柱としてかけた政党が多くなりました。大平首相も、航空機疑惑問題等防止対策協議会の提言を踏まえ、情報公開の必要性を認める答弁をしています。この提言の前文には、「一般の行政手続法の整備」が記されていて、その具体的な内容としては、情報公開法などが念頭におかれていると考えられます。この問題については、現在、国政レベルでもさまざまな角度から慎重な検討がすすめられています。

## (2) 地方公共団体

一方、地方公共団体においても、情報公開制確立の動きがみられます。神奈川県をはじめとして、いくつかの都道府県で検討がすすめられていると聞いていますが、とくに神奈川県の場合は、新聞などで報道されていますので、皆さんも御存知だと思います。

神奈川県では、県民参加システム研究プロジェクトチームが、'78年に研究報告書「県政を県民との共同作品とするために」をまとめています。そのなかで、地域県民会議、行政苦情救済システム、情報公開推進委員会などの設置を提言しています。このうち、情報公開推進委員会については56年度に設置を予定し、それを具体化するために情報公開準備委員会が発足しています。この設置の趣旨文のなかに、重要なことが述べられています。それは、「県政を県民との共同作品とするためには、県民が必要とときに、必要などころで、必要かつ十分な県政情報を入手できることが絶対不可欠である」と述べている部分です。ここには、情報公開の理念がくみこまれています。一般的に、各地方公共団体では広報活動を十分にしている、それで充分ではないか、という観点があります。しかし、広報で情報を提供できるのは地方公共団体の情報の一部に過ぎないということです。情報公開の考え方は、こうしたものではなく、住民の側から「自分達はこういう情報が必要なのだ。それがほしい」という要求があったとき、それに応じられる体制にしておくということです。この趣旨文のなかには、情報公開についての考え方が、明確に表現されていると言ってもよいでしょう。

神奈川県をはじめとして、滋賀県、大阪府、京都府、埼玉県、広島県などでも情報公開等の検討作業が進められていると聞きます。しかし、情報公開条例を考えると、地方自治法第2条あるいは第14条の条例制定との関連で、制定できるのだろうかということも、まず検討しなければならない問題です。はらんでいる問題はいろいろと多いのです。

ところで、都道府県レベルにおける検討作業とは別に、市町村レベルで、情報公開条例の制定に踏みきろうとして

いる町があらわれました。それは広島県安芸郡府中町です。この府中町というところは、たいへん自治意識の高い町で、3回にわたってリコールが成立したという話を聞いています。周囲が広島市に囲まれていて、最近では人口が急増し、広島市のベッドタウンになっているようです。この町で、昨年12月の議会に情報公開条例案を提案した議員がいます。この条例案は4条からなり、①情報公開は町民の利益を守ることを目的とする、②「情報」とは、地方公務員法第34条第1項に定める秘密を除くすべてのもの、③「公開」とは、情報を求める者に、その必要とする知識を提供する、④細目は実施規則で定める、となっています。更に、本年3月7日には、この4カ条の条例案を11カ条の新たな案に修正提案するということになったのです。この時には、条例案は成立しませんでした。いろいろな点でこの条例案は注目されています。しかし、問題点を含んでいると言えなくもないのです。（これについては、後述します。）

## (3) 各種団体

さて、国や地方公共団体の動きばかりでなく、諸団体の情報公開法制定要求の動きも肌で感じることができます。例えば、それは日本消費者連盟です。この問題について、'77年の参議院選挙の際には、各党に公開質問状を出しています。また、その後も'78年3月には各政党に対し、「官公庁・公団等特殊法人が持っている情報の公開を義務づける法律の新設について」の質問状を出しています。その他の消費者団体でも、情報公開についてさまざまな角度から問題にしています。今後も、こうした消費者団体の議論が高まっていくものと思われます。

## 4. 情報アクセス権の考え方

### (1) 情報公開とは

こうした一般的な状況のなかで、情報公開というものを一体どのように考えればよいのか、あるいはどのように国民なり住民のものにすればよいのか、このことを考えなければならないと思います。これについては、資料の「地方公共団体の情報公開」を参考にしてください。この論文は『地方自治職員研修』から依頼されたものですが、もともとは、条例案を出して情報公開条例を制定する際に参考となるものを書いてほしいという注文でした。条例案を作るというのは、責任をもたずに文章化するつもりならいくらでも書けるわけですが、そうもいきません。そこで、条例案を作るときのポイントとなる事項を書いたわけです。このポイントを読めば、条例案の参考になるように書いてあります。

## ●「統計実務講習会」再録

### ① 情報公開の理念

これについては、「情報公開は、地方公共団体の行政の民主化を推進するうえで、重要な役割を担うこととなります。今日では、地方行政が住民の信託を受けて行われることは自明視されているとともに、地方公共団体の機関が所持または管理する情報は住民の共有財産であるとの認識も広まりつつある」と書いておきました。これは、条例案で言えば、第1条「この条例は府中町の所持及び管理する情報の公開を義務づけることにより、住民に必要な情報の入手を保障することを目的とする。」にあてはまるものです。どのようにでも表現できると思いますが、最初の「目的」を書く場合の参考になると思います。まず、こうしたものが掲げられなければならないでしょう。

### ② 情報公開（開示）請求権者

このことについて、その範囲をどのように決めるかということが問題になります。地方公共団体などの場合には、「住民」ということになるかも知れませんが、その他にもいくつか考えられます。「利害関係者」「国民」あるいは「何人」という具合に、いろいろな考え方がでてくるころだろうと思います。

府中町の条例案第2条のなかで、「住民」とは「府中町に住所を有する者で住民基本台帳法、外国人登録法に登録されている者及び法人ならびに団体をいう」とあります。更に第4条では、「情報公開を請求することができる者は住民とする」とあります。かなり、限定しているようですが、必ずしもそうではなく、町の情報を利用する者は原則としてその町の住民であるという考え方がだろうと思います。

### ③ 情報公開（開示）義務主体

これは、通常行政機関がその義務主体ですが、ここではいくつかの問題をあげることができます。地方公共団体には、それぞれ議事機関としての議会と、執行機関としての長が置かれています。このうち、議会については、地方自治法第115条第1項本文のなかで「普通地方公共団体の議会は、これを公開する」という会議公開の原則がとられています。しかし、これは本会議に関するもので、委員会なりについてはどうかという問題があります。府中町の条例案では、第3条「情報公開を義務づけられる機関は町の全ての機関とする。ただし付属機関は除くものとする。」がこれにあてはまります。例えば、これは県のレベルですが、「県立学校の成績表を公開せよ」という場合、これはプライバシーの問題にもかかわり、いろいろな問題を含んでくると思います。

### ④ 情報公開（開示）請求手続

これは、一般的には、情報の閲覧または謄写を請求する

という形になるかと思いますが、具体的には、住民がどのような部課に請求すればよいのかという問題が出てきます。当該請求に応じるかどうかを、いつまでに、どのような形で決めるのか。また、情報開示をするかしないかの判断は誰がするのか。これらのことが、議論になるはずですが。府中町の条例案第7条には、「情報を入手しようとする者は、使用目的を明記し、町に対して情報の公開を請求することができる」とありますが、この「使用目的を明記し」という部分は、いろいろ問題があるところですが。例えば、アメリカの情報公開の考え方から言えば、使用目的などは一切問わないというのが原則です。

### (2) 情報の定義

これは、一体どの範囲のものを「情報」と呼ぶのかということですが。「情報」という言葉は、厳密に言えば、どんな文書なり何なりに含まれている情報を意味していると思います。その場合、マイクロフィルム、コンピュータに入っている情報も文書にあたるのが定説です。

ここで、問題になるのは、機関委任事務に関することはどうなるのかということですが。市町村の側の情報なのか、委任した側の情報なのか。それをどうするかは、学界でも最大の争点なのですが、ここでは問題を提起するにとどめます。

### (3) 情報の非公開

#### ① 「秘密」の概念

情報公開といっても、個人のプライバシー侵害の問題もあり、すべての情報を公開するわけではありません。一定のものは非公開にせざるを得ません。これを、地方公務員法第34条の「秘密」の取扱い方からアプローチしていきましょう。これについては、形式秘説と実質秘説があります。形式秘説というのは、マル秘の表示があれば秘密になるという考え方です。又、実質秘説というのは、その内容が実質的に秘密として保護するに値するものを秘密とする考え方です。最高裁は、沖繩秘密漏洩事件において、「秘密とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいい」と述べています。それと同時に、どんなものが秘密保護に値するかを、東京地裁が次のようにカテゴリ一化しています。「当該事項が漏示されるならば公務の民主的且つ能率的な運営を国民に保障し得なくなる危険性が存在するということを意味する」ものであると述べています。地方公務員法第34条で「秘密」としているのは、実は刑罰をもって保護するに値する秘密ということですが。そうすると、漏示に対し刑罰を科すことを目的にしない情報公開条例の場合、「秘密」とは、実質秘ばかりでなく形式秘も含むこととなります。し

かし、そのことを理由に公開する範囲を制限することは、情報公開の目的に反することになります。

最初に述べたように、今年おこなわれる国勢調査においても、プライバシーの問題というのは必ず出てきます。総理府統計局でも、このプライバシー保護には大変注意をはらっているようです。具体的にどのようなことかと言いますと、例えば、「結婚年数」「出生児数」などの調査項目は行政の側で知る必要があるかということです。これらの項目は今年には削除するようです。行政の側では、できるだけ多くの情報を知りたいわけですが、プライバシー保護の観点から取れない情報もあるのです。こういうことできわめてセンシティブなプライバシーに関する情報は、情報公開の例外とすることにはあまり異論がないと思われます。

## ② 救済方法

ところで、情報公開法の観点から言いますと、請求をしても非公開情報にあたるとして住民が請求を拒否される場合もあります。そのとき、何らかの救済方法をとることができるようになれば、情報公開を実効あらしめることにはならず、救済策はきわめて重要です。

## 5. 終わりに

いずれにしても、この情報公開は今日おおきな問題になっており、なんらかの形で議論しなければならぬと思います。東京都などでは、消費者団体などから条例制定の要求が出てくるのが考えられますが、他の所ですと必ずしも住民の側から強い要求があるわけではありません。このようなものに果してどう取組んだらいいのか、疑問視する向きも

あります。しかし、私は、これからの行政（とりわけ地方行政）というものは、先見性をもって事にあたっていく必要があると考えます。私たちは、単に現象や過去のものを相手にするのではなく、新しいものにどう取り組んでいくのか、そのことを考えていかなければなりません。行政には、そうした役割が任わされているはずですが、もっとも、皆さんはこれまでもこうした形で行政施策を考えてこられたと思いますが、先見性をもった行政がますます要請されてきているということです。

'80年代においても、地方公共団体レベルでのいろいろな問題が起こってくるでしょう。'60年代から'70年代にかけて消費者問題、公害問題などで議論があったわけですが、こうした争点が今のところ薄れてきています。そうしたなかで、情報公開とプライバシーという問題は、'80年代にはおおきな議論になってくると思います。ただ、従来の公害問題などは、住民もその被害に気がつきやすかったわけですが、情報というのはきわめて観念的なものですから、なかなか住民の側が関心を示さないということがあります。しかし、これまで述べてきたように、これは住民にとってもきわめて現実的な問題です。それだけに、従来とは異なった対応の仕方が必要になってくるのではないかと思います。その意味で、情報公開の問題について、いろいろな角度から検討していくことが必要だと考えます。

編集子より；この掲載文は、昭和55年3月24日の統計実務講習会における講演内容を堀部先生の承諾をいただいで収録・編集したものです。



## 国勢調査予想人口懸賞募集

### 10月1日の茨城県の人口は？

昭和55年国勢調査にあたって、次の要領で予想人口を募集しております。  
みなさんふるってご応募ください。

- 問題 ヒント 昭和55年国勢調査による本県の人口は何人ですか（10月1日現在）  
昭和50年国勢調査人口 2,342,198人 昭和55年6月1日現在県推計人口 2,540,461人
- 応募資格 本県内に居住する方でしたらどなたでも応募できます。
- 締切り 昭和55年9月30日まで（当日の消印のあるものは有効とします。）
- 応募方法 官製はがきに予想人口を算用数字で横書きし、住所、氏名、年齢、職業を明記してください。
- 送り先 水戸市三の丸1丁目5番38号（〒310）茨城県統計課内、予想人口懸賞募集係
- 賞金 特賞 30,000円 1名、1位 10,000円 3名、2位 5,000円 4名、3位 2,000円 10名
- 入賞発表 茨城県発表の人口概数により入賞者を決定し、昭和55年12月以降確定したい「統計いばらき」、「いばらき統計だより」、新聞等に発表します。  
なお、入賞者には、別途通知します。

## 統計データの手引き

### (1) はじめに

私たちがものごとを判断するとき、直観や経験に頼りすぎると、判断の誤ちをおかしやすい。それが個人的なことであるなら問題ではないが、例えば行政にかかわる場合などであれば、その誤りが深刻な結果をまねくことにもなりかねない。それを防ぐためにも、私たちは根拠のもとついた合理的な判断をしたいものである。統計データを基礎とした判断は、そのひとつであると言えるだろう。この小稿では、統計データを利用するにあたって、——①どのようにデータをさがせばよいのか、②データを見るときに注意すべきことはなにか——このことについて述べてみたい。

### (2) 統計データのさがし方

さて、何らかの判断を必要とする問題が起きたとする。統計の利用は、まず、それをを用いる目的を明らかにし、その目的にかなう統計データをさがすことから始まる。自己の職務に関連した統計データであるときは、どこをさがせばよいかということは考えるまでもないことである。しかし、例えば人口・労働などの全般にわたる統計データとなると、自分で勝手に作成するわけにはいかない。求める統計データをさがさなければならない。(統計データの提供媒体として、刊行物・マイクロフィルム・磁気テープなどがあるが、ここでは刊行物を中心として話をすすめる。)

一般に、人口・労働などの全般にわたる統計データは、国の各省庁がおこなっている統計調査の結果から得られる。各省庁では、これらの統計調査の結果について報告書を刊行しているから、それを調べればよい。そして、各省庁がどのような調査を実施しているかについては、行政管理庁行政管理局『統計調査総覧』が参考になるだろう。個々の統計調査ごとに、①統計調査名、②実施機関、③目的、④沿革、⑤調査の構成、⑥調査対象、⑦調査方法、⑧周期と期日、⑨調査系統、⑩調査事項、⑪集計方法、⑫表章地域、⑬結果の公表が記載されており、統計データをさがす導きの糸となる。(県統計課でも、現在、「茨城県における統計調査等実施状況」の作成をすすめている。これは、本県段階の『統計調査総覧』と言うべきものである。統計調査ばかりでなく業務統計も含めて、本県レベルでどのような統計データがとれるかを把握することができるものである。)

又、個々の報告書のほかに、各分野の基本的な統計デー

タを集録した総合統計書も参考になる。国レベルでは総理府統計局『日本統計年鑑』であり、本県で言えば、県統計課が編集している『茨城県統計年鑑』がこれにあたる。これらの総合統計書には、①総合的な地域を扱ったデータ、②調査の精度が高いデータ、③出所が明らかであるデータ、④汎用性の高いデータが集録されている。そして、土地、気象、人口、労働、……という具合に、各分野ごとに配列されているから、全体を見わたすには最適である。ただ、あらゆる統計データが集録されているわけではないので、自分がさがしている統計データが掲載されていても、例えば県計だけで市町村別には載っていない場合がある。しかし、それぞれの統計表には、資料の出所(統計調査名、所管機関名)が記載されている。そこで、その統計調査の報告書、あるいはそれを所管する機関にあたってみれば、自分が求めていた市町村別の統計データが得られることもあるのである。このように、総合統計書は、統計データを検索するレファレンスブックとしての使用もできるのである。

個々の統計書、総合統計書、あるいはそれを所管する機関にあたって統計データをさがしていくわけだが、これらの統計書類は、本県では行政資料室が集中管理している。行政資料室には、国・県・市町村などの刊行物が約3万冊くらい保管され、県職員ばかりでなく、それ以外の利用者も多い。(本誌55年6月号に行政資料室利用状況が掲載されているので、それを参照してほしい。)行政資料室では、『行政資料目録』を刊行している。この目録を検索していけば、自分がさがしている統計データが掲載されている統計書を見つけるのに便利である。

### (3) 統計データの特性

統計データを得ることができて、そのデータが本当に自分の目的にみあったものであるのかどうか、それを確認しておかなければならない。案外、気づかないうちに、誤った取り方をしている場合があるからである。それには、統計データの特性に注意をはらってみることがポイントである。以下、統計データの特性について、いくつか述べてみよう。

行政資料室の利用者のなかには、「県内の世帯数を知りたいのですが?」という具合に漠然と調べている人かいる。これでは不十分である。統計数字とは、「なにかの集団に

ついて、なんらかの情報を示した数字」である。そして、この集団は、時間・空間・属性から規定されている。時間とは、その集団が存在している時(時点・期間)のことである。空間とは、その集団が存在している場所(地域範囲)のことである。更に、属性とは、その集団を構成している個体の共通性(例えば世帯・人口)のことである。このことを忘れてはならない。従って、前述の問いは、次のようなものであるべきだろう。「国勢調査による昭和50年10月1日現在(時間)の茨城県(空間)の世帯(属性)は何世帯ありますか?」

このことに関連して、用語の定義についても注意する必要がある。自分のさがしている統計データを見つけると、その数字が自分の求めていた概念に合致した数字であると早合点してしまうことがあるからである。「世帯」という概念を例にとろう。総理府統計局『昭和50年国勢調査報告第3巻その8 茨城県』をみて、世帯数が590,131世帯あると読みとる。そのこと自体は誤りではないが、問題は、ここで言っている「世帯」とは何かということである。常識的には、「世帯」とは、住居及び生計をとともにする者の団体のことである。しかし、国勢調査では、「世帯」は普通世帯と準世帯に区分され、総ての人口は、そのいずれかに属するものとして調査されている。(普通世帯とは、住居と生計を共にしている者の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者をいう。準世帯とは、普通世帯を構成する人以外の人、又はその集まりをいう。)このように、普通世帯と準世帯の区別をはっきりさせておかないと、国勢調査の「世帯」を正しく把握したことはない。極端に言えば、統計表に載っている数字と、自分が漠然と考えている概念にみあう数字とは、多少ずれているんだと思っていれば間違いない。このように、統計データの利用にあたっては、用語のチェックも怠ってはならないだろう。

次に、統計調査による場合であっても、その統計データが正確なものであるとは必ずしも限らない。多少の誤差を含んでいるのが普通なのである。(誤差が生じる原因は、2つに区分される。後述するが、標本を抽出することによって起こる標本誤差と、それ以外の非標本誤差である。非標本誤差の原因は、調査自体の仕組から生じるものである。)しかし、誤差があるからと言って、信用できないと決めつ

けるのは賢明ではない。どの程度の誤差があってもさしつかえないか、利用する立場からそのことを考えて使わなければならないのである。

このことは、統計データがどのようにして作られるかに着目することでもある。統計データを作成する方法には、統計調査と業務統計がある。前者は、はじめから統計データを作ることを目的とした調査によって得る方法である。(統計調査は、更に、対象を全部調べる全数調査と、全体の一部を調べる一部調査～標本調査など～に分けられる。)後者は、業務を遂行していく結果から得る方法である。統計データの作成方法によって、精度にも差があり、その取扱いには注意が必要なのである。一般に、統計調査のデータは「精選されたデータ」であり、業務統計のデータは「精選されないデータ」だと見なされている。業務統計は、一般の利用に供することを目的としているわけではないので、いくつかの欠点をもちやすい。例えば、用語の定義が曖昧であるため、他の統計との関連がつけにくいという具合である。しかし、このことは業務統計の価値が低いということではなく、利用にあたっては、その取扱いに注意をはらっておかなければならないということである。

統計データの特性は、ここまで述べてきたことだけに限らない。しかし、今回は、その主だった例をあげるにとどめた。

#### (4) 統計データの加工

統計データの特性に注意しながら、自分がさがしていた統計データが得られたとする。次にすべきことは、そのデータを加工し、解析することによって、求める情報(=判断の材料)を見いだすことである。統計データが入手できても、その解釈が誤ったものであれば、せっかくの苦労が水のアワである。この統計データの加工については、ここでの主題ではないので触れないが、本誌54年11月号から55年4月号にわたって掲載された上田尚一先生の「統計データの見方・表わし方」を参照してほしい。①それを学ぶことがなぜ必要か、②統計データの見方、③比率の種類と使い方1、④比率の種類と使い方2、⑤分析手段としての比率、⑥比率の解釈のための手法、というタイトルのもとで、統計データの料理の仕方が分かりやすく説明されている。

(企画分析・斉藤政己)